

第三節 生産と流通

一 米穀の流通と酒造

(一) 細川藩時代の米穀流通

大坂・江戸 江戸時代の初め、犀川町域で生産された米は、収穫米回米と貢米

の過半が年貢米として、今川（犀川）河口の大橋村（現行橋市）へ人力や馬で駄送され、そこから船で、細川氏の城下町小倉

へ回送された。田川郡のうち、上田川と下田川の内田村（現赤村）の年

貢米も、大橋村へ津出しされていた。しかし、田川郡より大橋村への年貢米の搬出は、今川の舟運がまだ開設されていない当時としては、甚だ苦行であった。田川より大橋村への年貢米津出しルートは、郡境の石坂峠あるいは大坂峠を越え、犀川町域を通過し、天生田より今川沿いに大橋村へ至る難コースであった。そこで、上田川の村役人や農民は、年貢米の「小倉出」を藩庁に請願し、ついに、元和七年（一六二二）六月二

十四日に許可された（「六月廿四日忠利裁可」（附属図書館寄託永青文庫蔵））。さらに、寛永元年（一六二

四）正月十一日、下田川の内田村も「小倉出」を認められた（「正月十一日忠利裁可」（同前））。

このようにして、領内から藩庫に収納された年貢米は、家臣團に消費される以外の蔵米の多くは中央市場へ回送された。当時の流通機構は、江戸と大坂を全国的規模での二大中央市場としたが、西国諸藩は大坂を主たる米市場としていた。諸藩は、年貢米などの蔵物や特産物・専売品を売却して、それを換金するために、その売捌機関として大坂に蔵屋敷

を設置した。蔵屋敷には、藩から派遣された「蔵役人」、蔵物の保管・出納をする「蔵元」などの武士や町人が関与した。

細川藩では、元和元年には、既に京都調物奉行のほかに、大坂米奉行を派遣していた。そして、同七年には、大坂藏元奉行として坂本仁兵衛・石本三介・岩田甚太郎の三役人が活躍している（「元和七年六月廿一日御印帳」（永青文庫蔵））。

同年の大坂登米高は不明であるが、積み登せ米のうち、半分を蔵元の木屋理右衛門と外屋孫十郎に売りさばきを請け負わせ、残り半分を、そのほかの蔵元中に売りさばかせている（同前）。元和十年の「諸奉行帳」（永青文庫蔵）には、大坂米奉行として寺嶋平兵衛と金子嘉左衛門尉の名が散見され、寛永三年の「日帳」（同前）では、寺嶋平兵衛・仁保太兵衛・堀長兵衛・米田久助の四役人が大坂米奉行として活躍している。また、同年の「日帳」には、「中津ノ大坂米奉行」として沖津右衛門・村上善九郎の名が見える。これは、本藩の細川忠利「小倉領」に対し、忠興の隠居領である「中津御領分」が、大坂に独自の米奉行を設置していたことを意味するものである。なお、寛永五年の「諸奉行帳」によると、本藩の小倉領は、大坂米奉行のほかに、物書手伝五人と蔵子二人を蔵屋敷に置いていた。

このように、細川藩は、中央市場の一つ大坂に、領内で生産された米穀や特産物を船で積み登せ、蔵屋敷を中心に、これらの蔵物を売却して換金していたが、大坂市場の米相場が下落し、江戸市場の米相場が高値のときには、大坂から江戸への転送、あるいは小倉からの直送を行つた。寛永元年十一月二十五日には、大坂より江戸への回米四五〇〇石の転送が行われ（「寛永元年〔日帳〕」（永青文庫蔵））。同二年六月二十五日には、小倉より江戸へ直送した回米船五艘が小倉へ帰港した（「寛永三年〔日帳〕」）。これは、「江戸の米価

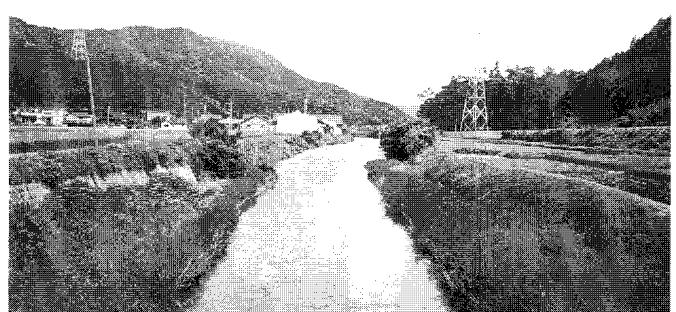
が「一両に五石四斗五升」という、江戸米高騰の小倉への物価情報に基づく、江戸直送米の積み登せであった。藩は、単に年貢米を換金するために回米を行つたのではなく、隔地間格差による利潤追求も図つたのである。

このように、細川藩は、大坂や江戸への米穀の移出を行つたが、その一方で米と大豆の領内移入を原則として禁止した。ただし、雑穀の領内移入は許可した。これは、領内産の米・大豆の自給による領国経済を維持・推進するためである。しかし、大風雨・洪水・旱魃・虫害などの飢餓や災害のため、領産米が払底した場合、藩は他所米・雑穀の買い入れを行つた。寛永三年七月、旱魃に見舞われた細川藩は、七月七日に四〇〇石、同月十三日には一七〇石の下関買米を行つてゐる。翌年五月十三日には、米価が安値の北国へ米の買い付けに出向いたのである。

(二) 小倉小笠原藩時代の米穀流通と酒造

犀川米津出し 小倉小笠原藩になると、犀川町域の年貢米は、仲津と大坂回米 郡のほかの村と同様に、大橋村（現、行橋市）と杏尾浦（司）の郷蔵にいったん収納されたのち、小倉城下の表蔵に船で回送された。

今川の川舟の通船開設の始期を、現時点では明らかにできないが、天保六年（一八三五）には、長井手永で一二艘の川舟が、犀川町域より大橋の今川河口まで下つてゐる（『長井手永大』）。写真は、江戸末期の作と思われる「行事・大橋・宮市村絵図」（行橋市立歴史資料館蔵）である。現在の行橋市の中心部を描いたこの絵図には、当時の町並みと、一軒一軒の家の名前が、そのままの屋敷の大小まではつきりわかるように、丁寧に手書きされている。



川 今

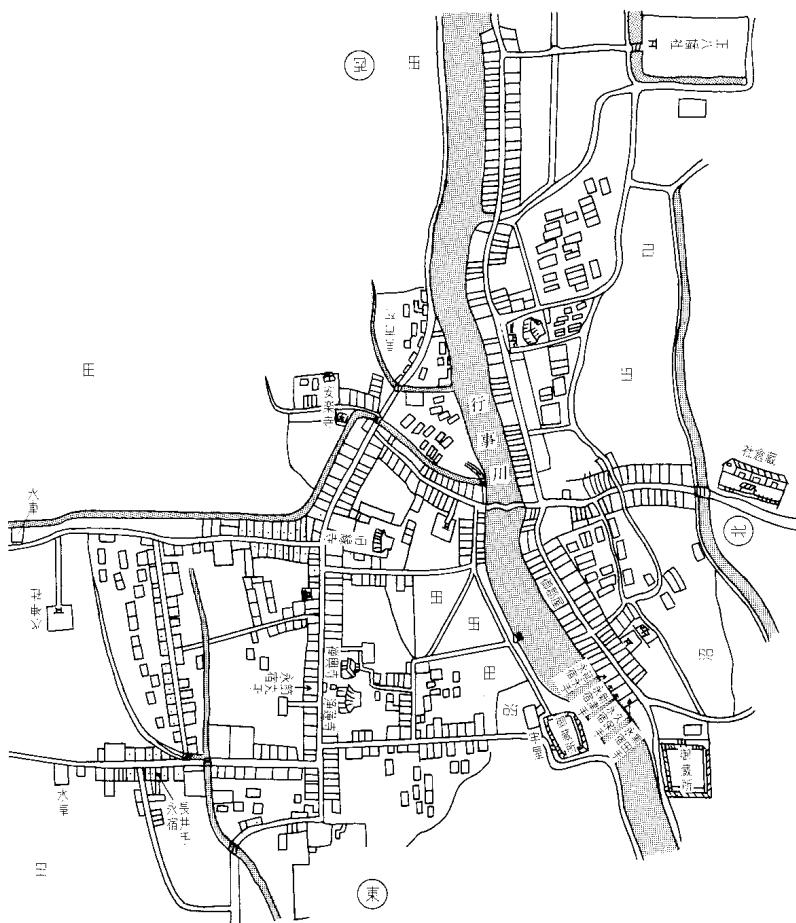
行事川（現在の長崎川）河口の大橋側には、長井手永や国作手永などの中津郡の年貢米の一部をいったん収納した「御蔵所」（郷蔵）があり、その近くに「牢屋」や「長井手永宿」、「国作治左衛門役宅」（国作手永大庄屋後宅）がある。

犀川町域の長井手永の、いわゆる犀川米は、川舟に積み込まれ、今川河口まで運ばれ、そこから舟路川を通つて社倉蔵や郷蔵へいったん収納された。川舟の舟上だけでなく、もちろん、人力や賃馬の馬主により、



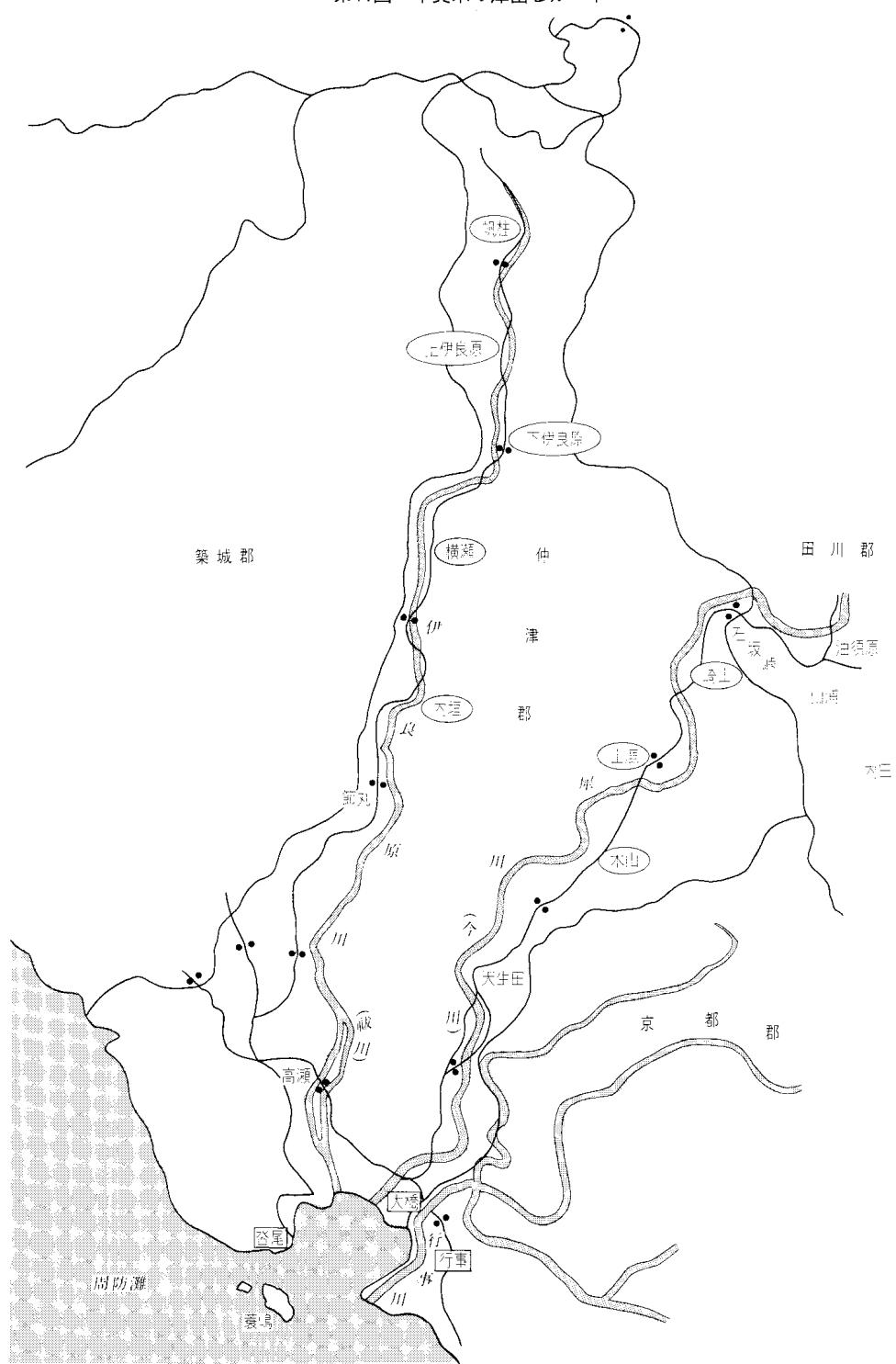
幕末・維新期の行事・大橋・宮市絵図

第10図 幕末・維新期の行事・大橋・宮市村絵図の復元図



陸路で、年貢米が社倉蔵や郷藏へ運ばれた。
犀川町域の節丸手永や伊良原川沿いの仲津郡の
年貢米は、沓尾浦の郷藏にいったん収納され、そ
こから船で、小倉城下の表蔵へ回送された。
一方、行事川河口の行事側には、京都郡の年貢
米を収納した「御藏所」（郷藏）があり、その近
くに「牢屋」や「黒田手永宿」・「久保手永宿」・
「新津手永宿」・「延永手永宿」など京都郡の四手
永宿が軒を並べている。そして、行事浦川橋の近
くに「社倉蔵」があった。
行事川にかかる橋は万年橋が一本あるだけで、
豊前街道が南北に曲がりくねって走っている。第
10図は、原絵図をもとに、右に説明した部分を中

第11図 年貢米の津出しルート



心に、筆者が描いた略絵図である。

田川郡は、採銅所（現田川郡香春町）及び備（現、田川市）・糸（同）・赤池（現田川郡赤池町）・油須原（現田川郡赤村）の五か所に郷蔵が設置され、これらの郷蔵に収納された年貢米は、陸路、あるいは遠賀川の船舟で小倉城下の表蔵へ回送された。築城郡は椎田、上毛郡は八屋（現豊前市）に郷蔵がそれぞれ設けられた。そして、これらの郷蔵にいつたん納められた年貢米は、いずれも船で、小倉城下の表蔵へ回送された（『豊前旧租要略』）。

明治元年（一七六四）、森守之が著述した『郡方大綱秘記』によると、浜出しの費用は、行事・大橋・沓尾は一石につき米二合、椎田は二合五勺、八屋は一合五勺であった。小倉への回送運賃は、行事・大橋・沓尾からは一石につき一步三朱、椎田からは一步五朱、八屋からは一步六朱の定めであった。そして、小倉での水揚げ費用は、一律に、一石につき二合であった。

こうして、小倉の藩庫に収納された年貢米は、毎年一〇万石余であった。小倉小笠原藩の元禄三年（一六九〇）ごろの大坂回米量は二万五〇〇〇石余で、年貢米に占める割合は四分の一であった。それが、明和期（一七六四—七二）には五万石余となり、年貢米の半分は大坂へ積み登されるようになった（『郡方大綱秘記』）。

小倉小笠原藩は、小倉から大坂へ積み登せた年貢米や国産品を売却して、それを換金するために、大坂に蔵屋敷を設置した。第51表は、小倉藩の蔵屋敷の所在地及び名代（屋敷地の名義人）・蔵元（蔵物の保管・出納をする商人）・掛屋（売却代金の収納を担当する商人）を一覧表にまとめたものである。

第51表 小倉小笠原藩の大坂蔵屋敷

年号	藏屋敷位置	名代	藏元	掛屋
延享 四（一七四七）	中ノ島 塩屋六	助松屋忠兵衛	平野屋三郎兵衛	同上
宝曆 六（一七五六）	中ノ島常安町	助松屋新次郎	平野屋弥太郎	同上
安永 六（一七七六）	中ノ島	助松屋忠兵衛	平野屋三郎兵衛	同上
天明 三（一七八三）	中ノ島常安町	助松屋新次郎	平野屋弥太郎	同上
文化一（一七八四）	島	助松屋忠兵衛	平野屋三郎兵衛	同上
天保 六（一八三五）	港橋北詰（中ノ島）	鴻池屋三郎兵衛	池田屋九右衛門	同上
維新前 同前	鴻池屋八左衛門	鴻池屋三郎兵衛	池田屋九右衛門	同上

（『日本經濟史辞典』上巻による。）

犀川の酒株 犀川町域で生産された収穫米のうち、過半は年貢米仲間と造石高

として、小倉の藩庫に収納されたが、残りの犀川米の中から、例えは、享和三年（一八〇三）には二三〇石、嘉永三年（一八五〇）には二二八石の酒造米で、酒造りが行われた。

酒造りは、だれでも許可なくできる、というものではなかつた。江戸時代は「米の経済」ともいわれるよう、米を主原料とする酒造には幕府の保護と統制が行われ、酒造人になるには藩の許可が必要であった。

享和三年の「株高酒造控写」（犀川町）に、

一右酒造改のため日田御代官所より御役人相廻り候趣ニ付、左之通相心得、不都合これ無き様、精々手堅御申付これ有るべく候、尤江戸表々も御役人不時に見分の義もこれあるべき趣相聞へ候

とあるように、日田代官、時には幕府役人の酒造改めが行われた。

第52表 犀川町域の酒造業

年号	村名	酒造人名	酒造米高	当時造石高	運上銀
享和三(一八〇三)	本庄	源七	石60	石30	匁86
	山鹿	徳左衛門	80	40	86
	〃	市右衛門	100	50	86
	木井馬場	長左衛門	80	40	86
	下伊良原	兵左衛門	60	30	86
	計	4か村	5人	380	430
嘉永三(一八五〇)	本庄	庄三郎	60	40	運上銀制を中断中。
	山鹿	伴助	80	54	
	古川	平正	60	40	
	柳瀬	榮左衛門	60	40	
	崎山	平右衛門	80	54	
	計	5か村	5人	340	228

第52表は、享和三年と嘉永三年時点における犀川町域の酒造人と酒造米高・当時造石高・運上銀を表したものである。

享和三年の町域の酒造人は五人で、酒造米高三八〇石の半分にあたる一九〇石の酒を作り、四三〇匁の運上銀を藩庫に納めている。

嘉永三年の酒造人は五人（崎山村の平右衛門は現在の林酒造“九州菊”的先祖）で、酒造米高三四〇石の三分の二にあたる二二八石の酒作りを行っている。

酒造米高に対する当時造石高の割合が、享和三年には二分の一、嘉永三年には三分の二になっている。これは幕府が出した、二分一減石令（半造）、三分一減石令（三分の二造酒）によるものである。

幕府の寛政元年（一七八九）八月の触れ（御觸書天保集成）と享和三年三月十三日の「酒造之義度々從公義被仰出候覚」（長井文書、九大文化史研究施設蔵）によると、諸

国の酒造米は元禄十年（一六九七）の酒造米高を基準高として、正徳期（一七一一一六）にはその三分の一、さらに五分の一造酒にまで制限された。宝曆期（一七五一六四）には一時、元禄期（一六八八一七〇四）の造石高を上限に生産規制を解除したが、天明の飢饉後、天明七年（一七八七）には前年造酒実績高の三分の一造酒に制限された。寛政六年には、諸国洪水のため天明六年以前までの酒造米高の三分の二造酒に制限されたが、寛政七年より享和二年までは定例どおり皆造された。しかし、享和三年は、前述のごとく、幕府勘定所より二分一減石令が出され、半造となつた。その後、文政十三年（一八三〇）は三分の二造酒、天保五年（一八三四）は三分の一造酒、嘉永三年は三分の二造酒と、減石傾向を繰り返していく。

第53表は、小倉小笠原藩の酒造人と酒造米高・運上銀あるいは累加銀（みづかぎん）

第53表 小倉小笠原藩の酒造

年 代	仲 津 郡	領 内 合 計			
		酒造人数	酒造人数	酒造米高	運 上 銀
		人	石 斗	貫	冥加銀
元 祿 14 年 (1701)		55	50		
天 明 8 年 (1788)	17	103	28,976. 8		
寛 政 元 年 (1789)		103			
天 保 13 年 (1842)		104	石 斗 升 11,297. 7 4	貫 目 12 40	

(『福岡県史』第3卷下冊による)

を表したものである。元禄十四年に、領内で五五人いた酒造人は、天明八年には一〇三人と、ほぼ倍増している。しかし、その後、天保十三年には一〇四人と、一人増えているだけである。

小倉藩全体の酒造米高は、天明八年が二万八九七六石八斗で、ほかに酒造休高が三三〇〇石あった。天保十三年は一万一二九七石七斗四升で、天明八年の酒造米高の三九^{さく}に減石しているが、これは文化元年(一八〇四)の酒造米高一〇分六減石令によるものである。

運上と冥加

ところで、元禄十四年(一七〇一)に、領内の酒造業者五五人は、運上銀として銀五〇貫目を藩庫に納めているが、天保十三年には領内の酒造業者一〇四人が、運上銀の代わりに、領内の酒造業者五五人が、運上銀として銀五〇貫目を藩庫に納めている。これは、なにを意味するのであろうか。小倉藩の運上銀と冥加銀、そして酒造株について、次に考えてみよ

う。

幕府や藩は、商工業に従事する同業者の結合した仲間を許可し、生産と販売の独占的な権利を付与した「株」をもつ商工業者の団体として株仲間を保護・統制した。

小倉小笠原藩では、元禄十年に、酒造同業者に対して酒造株が許可され、その独占的な営業権に対する反対給付として運上銀を藩庫に上納させた。四年後の元禄十四年には、領内で五五人の酒造業者が株仲間として既に公認され、運上銀として銀五〇貫目を、年四回(納入期限は、三月朔日^{しゆ}十日、五月朔日^{しゆ}十日、七月十日^{じゆ}二十日、十二月朔日^{しゆ}十日)に分け上納した。運上銀の上納場所は小倉城下の表蔵であったが、享保十七年(一七三二)以降、郡中からの運上銀は各郡土蔵に納めることになった。

文化十年(一八一三)五月、長井手永の子供役長井健右衛門は、同手永の酒造米の残米四〇石を、大橋河口より船で積み出し、下関で売却した。同人は、文政三年(一八二〇)二月にも、残米四〇石を、蓑島河口より積み出し、下関で売却している(永井書)。

文政八年七月二十二日、藩は酒造に関して、次のような触れを出して

いる。
一、当御領酒造のものは是迄旅江^{りゆこう}卖出候もの当年一ヶ年卖出シ差留メ候間、地壳致すべく候事

一、農業助勢のため酒造存立候ものこれあり候ハ^ム願出すべく候、新株たり共、詮議の上、申付すべく候

すなわち、当年は、酒の旅売りを禁じ、地壳りすること、農業助勢のため新しく酒造を希望するものには、新株を許可する、というのであ

る。藩は、新しい株仲間の公認で、殖産興業の振興と財政増収を計らうとした。

小倉藩では、この酒造株のほかに、株仲間の仲間株として、主なものに醤油株・酢製造株・質屋株・菜種株などがあった。

天保十二年（一八四二）、幕府は、株仲間の独占が物価騰貴になる、という理由で、株仲間の解散令を発した。西国諸藩の多くは、この幕令に抵触して株仲間を存続させたが、譜代であった小倉小笠原藩はこれに従い、株仲間と運上銀制を廃止した。翌十三年からは酒造株制は廃止され、酒造稼の名目となり、同十四年には酒造家の名前調査が行われた。小倉藩では、運上銀制にかわるものとして冥加銀制を早速導入した。同十三年に、領内の酒造業者一〇四人が、運上銀ではなく、冥加銀一二貫四〇目を藩庫に上納するようになつたのは、このような経緯によるものであった。嘉永四年（一八五一）、幕府は、株仲間の再興令を出し、小倉藩でも株仲間と運上銀制が復活したが、明治五年（一八七二）、ついに明治新政府は、株仲間の解散を命じ、小倉藩でも株仲間と運上銀制が消滅した。

二 菜種子の生産と流通

（一）菜種子の生産と集荷

特産地犀川 江戸時代、犀川地域は、豊かな菜種子の生産地帯であつた。「あぶらな」の種子から採取した菜種油は、

食用油として、また、灯火用油として貴重な生活必需品であった。菜種油の原料である菜種子は、農村地帯にとって重要な商品的農業作物の一

つであった。小倉藩の中で、仲津郡は、菜種子の生産が盛んな地域であるが、郡内五手永のうち、とりわけ節丸手永は、生産量が多かつた。

天保二年（一八三二）の「長井手永大庄屋日記」に、

覚

卯年
（天保二年）
郡
辻

一、菜種子貳拾石
内

卯年
（天保二年）
郡
辻

一、拾四石

節丸手永

一、八斗

平嶋手永

一、武石七斗

長井手永

一、武石

国作手永

一、五斗

元永手永

右の通割合書付差上申候、宜御取計下さるべく候、右其意を得べく此の如く候、以上

六月廿八日

（国作手永大庄屋）

森貞右衛門様

（長井手永大庄屋）

長井覚七様

（平嶋手永大庄屋）

平嶋勝左衛門様

（節丸手永大庄屋）

節丸元左衛門様

とある。藩は、菜種子の生産確保と奨励のため、領内の六郡に生産目標高を提示した。仲津郡の目標高は二〇石で、それを郡内の五手永に割り当てるものが、この「覚」である。これによると、節丸手永が一四石と、一番多く、七〇石を占め、次に、長井手永が二石七斗で、一三・五